3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市菊鹿町山内字三反田八九〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三反田八九〇の一(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町長坂字羽根堀一の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市前沢区生母字西舘二の一(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市三峰字桂平三〇七の一、三〇七の二、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一、三〇九の三、三一〇の一、三一〇の三、三一一の一、三一一の三、三一二の一、三一二の二、三一三の一、三一三の二、三一四の一、三一四の三、三一五の一、三一五の三、三一六の一、三一六の三、三一七の一、三一七の三、三一九、三二一から三二七まで、三一八・三二〇・三二八・三二九の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字豆栃川原三五七の一(次の図に示す部分に限る。)、字天狗杉三五三から三五六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第三十七条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十六日付けをもって左記の者を理論政策更新研修機関として登録したので、同規則第三十七条第三項で準用する第三十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号第五号　協同組合さいたま総合研究所

○国土交通省告示第百九十二号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示

建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件(平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一号の表大工工事業の項の下欄中「建築大工」の下に「又は型枠施工」を加え、同表石工事業の項の下欄に次の一号を加える。

三　職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百三十五号。以下「平成二十三年改正政令」という。)の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者

第一号の表屋根工事業の項の下欄に次の二号を加える。

三　職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百四十四号。以下「平成二十一年改正政令」という。)の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のスレート施工とするものに合格した者

四　平成二十一年改正政令の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を二級のスレート施工とするものに合格した者であってその後屋根工事に関し三年以上の実務の経験を有するもの

第一号の表管工事業の項の下欄第二号中「一級の」の下に「建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。)」を加え、同欄第三号中「二級の」の下に「建築板金」を加え、同表タイル・れんが・ブロック工事業の項の下欄に次の一号を加える。

三　平成二十三年改正政令の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。